

## 4 納税環境整備

## 1 税務関係書類における押印義務の見直し

## (1) 税務関係書類及び地方税関係書類における押印義務の見直し(大綱 P. 116)

提出者等の押印をしなければならないこととされている税務関係書類について、次に掲げる書類を除き、押印を要しないこととするほか、所要の措置が講じられます。

- |                                                |
|------------------------------------------------|
| ①担保提供関係書類及び物納手続関係書類のうち、実印の押印及び印鑑証明書の添付を求めている書類 |
| ②相続税及び贈与税の特例における添付書類のうち財産の分割の協議に関する書類          |

(注) 国税犯則調査手続及び地方税犯則調査手続における質問調書等への押印については、刑事訴訟手続に準じた取扱いとされます。

適用期日等：令和3年4月1日以後に提出する税務関係書類について適用

## 2 電子帳簿等保存制度の見直し

経済社会のデジタル化を踏まえ、経理の電子化による生産性の向上、テレワークの推進、クラウド会計ソフト等の活用による記帳水準の向上に資するため、国税関係帳簿書類を電子的に保存する際の手続きが抜本的に見直されます。なお、改正の施行の際、国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存制度又は国税関係書類に係るスキャナ保存制度の承認を受けている国税関係帳簿書類等については、従前どおりとされます。

適用期日等：令和4年1月1日から施行

## (1) 国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存制度の見直し(大綱 P. 117)

- ①承認制度が廃止されます。
- ②国税関係帳簿書類(国税関係帳簿については、正規の簿記の原則に従って記録されるものに限り、②において同じです。)について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、次に掲げる要件に従って、その国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の保存を行うことができることとされます。

イ	電子計算機処理システムの概要書その他一定の書類の備付けを行うこと。
ロ	電子計算機、プログラム、ディスプレイ及びプリンタ並びにこれらの操作説明書等を備え付け、ディスプレイの画面等に、整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力することができること。
ハ	国税庁等の当該職員の質問検査権に基づくその国税関係帳簿書類に係る電磁的記録のダウンロードの求めがある場合には、これに応じることとすること。

- ③上記②イ及びロの要件、現行の訂正等履歴要件及び相互関連性要件並びに下記(2)④の見直し後と同様の検索要件の全てを満たして一定の国税関係帳簿<sup>(注)</sup>に係る電磁的記録の保存等を行う者(その旨の届出書をあらかじめ提出した者に限ります。)のその電磁的記録に記録された事項に関し所得税、法人税又は消費税に係る修正申告又は更正があった場合(申告漏れについて、隠蔽し、又は仮装された事実がある場合を除きます。)には、その記録された事項に関し生じた申告漏れに課される過少申告加算税の額については、通常課される過少申告加算税の額から当該申告漏れに係る所得税、法人税又は消費税の5%に相当する金額を控除した金額とすることとされます。

(注) 一定の国税関係帳簿とは、所得税若しくは法人税の青色申告者が保存しなければならないこととされる仕訳帳、総勘定元帳その他必要な帳簿又は消費税の事業者が保存しなければならないこととされる帳簿をいいます。

④上記の改正に伴い、所得税の青色申告特別控除の控除額65万円の適用要件について、仕訳帳及び総勘定元帳につき国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存制度の要件を満たす電磁的記録の保存等を行っていることを、仕訳帳及び総勘定元帳につき上記③の要件を満たす電磁的記録の保存等を行っていることとするほか、所要の措置が講じられます。

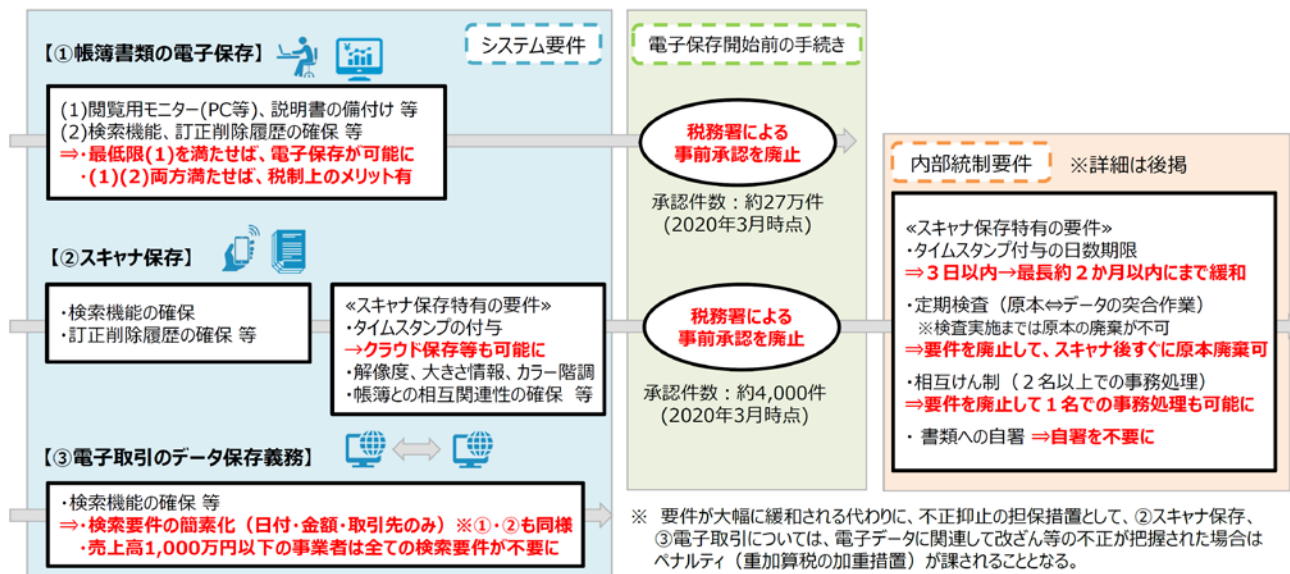
(2) 国税関係書類に係るスキャナ保存制度の見直し(大綱 P. 118)

- ①承認制度が廃止されます。
- ②タイムスタンプ要件について、付与期間(現行: 3日以内)を記録事項の入力期間(最長約2月以内)と同様とするとともに、受領者等がスキャナで読み取る際に行う国税関係書類への自署を不要とするほか、電磁的記録について訂正又は削除を行った事実及び内容を確認することができるシステム(訂正又は削除を行うことができないシステムを含む。)において、その電磁的記録の保存を行うことをもって、タイムスタンプの付与に代えることができることとされます。
- ③適正事務処理要件(相互けん制、定期的な検査及び再発防止策の社内規程整備等をいいます。)が廃止されます。
- ④検索要件について、検索項目を取引等の年月日、取引金額及び取引先に限定するとともに、保存義務者が国税庁等の当該職員の質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることとする場合にあっては、範囲指定及び項目を組み合わせ設定できる機能の確保を不要とすることとされます。

(3) 電子取引(取引情報の授受を電磁的方式により行う取引をいいます。以下同じです。)の取引情報に係る電磁的記録の保存制度の見直し(大綱 P. 119)

- ①タイムスタンプ要件について、付与期間(現行: 遅滞なく)を上記(2)②の見直し後と同様の期間とされます。
- ② 検索要件について、上記(2)④と同様の措置を講ずることに加え、判定期間<sup>(注)</sup>における売上高が1,000万円以下である保存義務者が上記(2)④の求めに応じることとする場合にあっては、検索要件の全てを不要とすることとされます。

(注) 判定期間とは、個人事業者にあつては電子取引が行われた日の属する年の前々年の1月1日から12月31日までの期間をいい、法人にあつては電子取引が行われた日の属する事業年度の前々事業年度をいいます。



(出典: 経済産業関係 令和3年度税制改正について)